

## 商業施設における期日前投票所の開設について

## 1. 期日前投票所の概要

## (1) 目的

選挙人の投票機会の拡大、利便性・投票率向上を図る。

## (2) 投票所（設置日数・時間等）

期日前投票所	区分	2016年7月予定の参議院議員選挙の場合	
		設置日数	設置時間
①恵庭市民会館	継続	17日間	08:30~20:00
②恵み野会館	継続	17日間	09:00~17:00
③島松市民センター	継続	17日間	09:00~17:00
④イトーヨーカ堂恵庭店	新規	9日間	09:00~20:00

※①～③は告示の翌日から投票日前日まで設置

④は試行的に行うことから、後半9日間設置

## (3) 選挙人への周知方法

- ・ 投票所入場券
- ・ 広報誌・恵庭市HP・FM
- ・ 高校・大学・専門学校への周知
- ・ イトーヨーカ堂チラシ掲載

## 2. 公職選挙法等の一部を改正する法律の概要

平成27年6月、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、平成28年6月19日の後にはじめて行われる国政選挙告示日以後に、その期日を公示又は告示される選挙から、選挙権年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられます。

## &lt;啓発活動&gt;

- ・ 高校・大学・専門学校への周知・ポスター掲示
- ・ 投票事務体験に大学・専門学校生を募集
- ・ 街頭啓発に高校生の参加を要請